

7 豊総デデ第181-1号
令和8年3月11日

豊前市監査委員 林 田 冷 子 様
豊前市監査委員 郡 司 掛 八 千 代 様

豊前市長 西 元 健
(デジタル化推進室)

定期監査等の結果について(回答)

令和7年12月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 契約事務について

- (1) 豊前市基幹系システム調達業務委託契約は、令和6年9月議会において債務負担行為が設定されている状況でありながら、契約形態が長期継続契約となっている。

「債務負担行為」とは、予算の単年度主義の例外として2ヶ年に及ぶ事業など将来の支出を伴う予算を計上する手法である。一方、「長期継続契約」は、予算の範囲内で給付を受けることを条件として複数年度に渡る契約を締結する仕組みであり、それぞれ異なる目的を持つ制度である。本事業では、これら趣旨の異なる手法が併存している状況となっている。

大規模な電算関係事業が予定されることを考慮すると、制度の適合性や契約形態について混同しないよう整理することが必要である。そのため、今後は財政担当者や契約担当者と一堂に会して協議する機会を設け、より適切な業務運営の遂行に努めていただきたい。

【措置内容】

今回指摘の契約は、契約時に管財部署への合議と併せて財政部署への確認を行うことで気づけた事案であります。ご指摘の通り、電算関係事業においては単年度で完了しない複数年構築が必要となる事業が多々ありますので、事業スタートまでの利用権利発生まで複数年の予算確保が必要な際は債務負担行為を設定し、事業スタート後の継続利用に当たる行為は長期継続契約と整理し、契約行為を行ってまいります。

- (2) 委託契約において、契約保証金の免除適用条項が記載されていない契約書が見受けられた。契約保証金を免除する場合は、豊前市財務規則第116条各号いずれかの要件を満たしていることを契約書に明記し、さらにその根拠を書面等で確認しておく必要がある。適正な契約事務を実現するため、必要な措置を講じられたい。

【措置内容】

今回指摘の契約は、事業者変更を行った際の契約書ひな形の確認不足で起こったものです。ご指摘の通り、どの契約においても契約保証金は必須のため、免除をする際は起案時に係員にて確認することを徹底してまいります。

2. 備品の管理について

市が所有する多数のパソコンについて、管理台帳を用いて適切に管理している点は評価に値するものであった。一方、執務室内で使用している事務用品の一部について、備品台帳への記載が確認できなかった。これらは、機構改革に伴い前部署から移管された備品であるが、移管時に備品台帳の整理が行われないうまま現在に至っている状況のようであった。

備品は、本市にとって貴重な財産であり、その管理は適切に行われることが求められる。現物と備品台帳に不一致が確認された場合は、速やかに現物確認を行い、備品台帳を整備するようにはしていただきたい。適正な管理運用が図られるよう、早急な対応を望むものである。

【措置内容】

今回指摘の備品台帳管理は、機構改革時に引継ぎがなされなかったものです。機構改革時には統廃合前後の部署間双方で引き継ぐことはもちろんですが、既存でなされているパソコン台帳管理と同様に、情報管理と併せて財産管理を行う必要がありますので最新の台帳管理を行ってまいります。